自治会総合情報誌

NASCA vol.58

・後期自治委員会総会について

・要望書とは？

・2016 年度要望書回答

・学生自治会の活動報告

目次

P.2-3　後期自治委員会総会開催

P.4-5　要望書について

P.7-10　2016 年度要望書回答

P.11-14　半期活動報告

後期自治委員会総会
開催

☆日　付：12月12日(火)

☆開　場：18時00分

☆開　会：18時40分

☆場　所：A5 棟 1 階大講義室

学生自治会は、「学生とともによりよい学生生活を実現する」ことを目的に活動しています。

しかし自治会役員のみで意見を出し行動をしても、我々の活動が学生の皆さんの実情に沿っているかどうかわかりません。

そこで私たち学生自治会の活動方針を示し、本当に学生のためになるのかを学生の皆さんに判断してもらう必要があります。

そのための場が自治委員会総会です。皆さんの参加をお待ちしています。

後期自治委員会総会の詳細は次ページに記載しています。

1. 決議案提議

決議案とは、2017 年度前期自治委員会総会から 2017 年度後期自治委員会総会の間に学生自治会が行った活動の報告と、2017 年度後期自治委員会総会から 2018 年度前期自治委員会総会までの活動方針とをまとめたものです。決議案提議では学生のみなさんに決議案を示します。後期自治委員会総会で承認されたものが決議となります。

2. 要望書案提議

要望アンケートや意見箱などに集まった学生の要望・意見をもとに作った要望書案を提議します。後期自治委員会総会で承認されたものが要望書となります。学生自治会は要望書を大学に提出し、学生の要望・意見の実現をはたらきかけます。

3. 中間会計報告

2017 年度前期自治委員会総会から 2017 年度後期自治委員会総会の間における自治会費の使途を報告します。

4. 会計監査報告

2017 年度前期自治委員会総会から 2017 年度後期自治委員会総会の間における自治会費の使途に、不明確な点や不正がないか事前に監査した内容を会計監査委員が報告します。

5. 質疑応答

学生のみなさんに各案・報告に対する疑問点や質問を出してもらい、それについて学生自治会が回答します。

6. 所属・学年ごとの話し合い

これまでの内容を受けて、各所属の学年ごとに決議案・要望書案について話し合ってもらい、意見をまとめてもらいます。

7. 採決

提議した各案について、学生のみなさんの意思を示していただきます。今回は決議案と要望書案について採決をとります。学生のみなさんには賛成・反対・保留のいずれかの立場を示していただきます。

8. 次期選挙管理委員選出

次期選挙管理委員の選出を行います。

要望書について

学生のみなさんがよりよい学生生活を送るためには、みなさんの要望を実現させる必要があります。

しかし、大学に対して個人で訴えかける形では、要望の切実さが伝わりにくいなどの理由から、要望の実現が難しくなってしまいます。

学生の総意として要望書を作成し、大学に訴えかけることで、学生自治会は要望の実現を目指します！

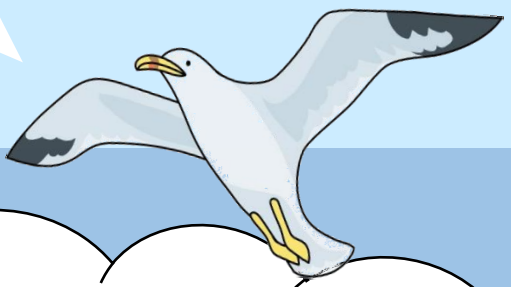

今までに実現された要望例として、

- 図書館の利用時間の延長
- 各講義室へのエアコンの設置
- 食堂の増改築
- 生協前スロープの設置
- 授業料減免制度の審査基準の一部改定

などがあります。

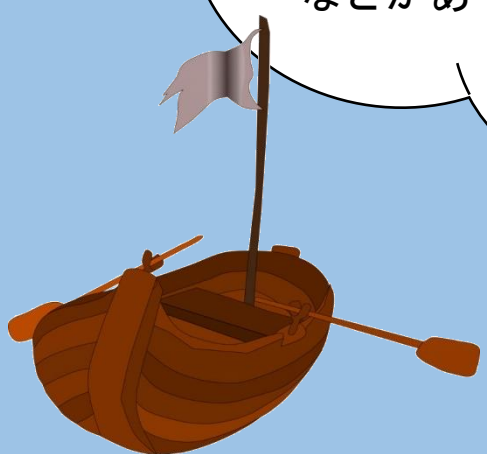

次ページで要望書に関する
活動を紹介します!

要望アンケートの実施

要望を実現するためには、大学に対するみなさんの要望内容について学生自治会が十分把握する必要があります。

そこで、中百舌鳥キャンパスおよびりんくうキャンパスの学生を対象に、要望アンケートを実施して要望を収集します。

また、アンケートを実施する際には、より多くの学生が要望を寄せやすくなるようにアンケートの内容や実施方法などの検討を行います。

2017 年度要望アンケートは 11/6～17 に行われました。ご協力ありがとうございました。

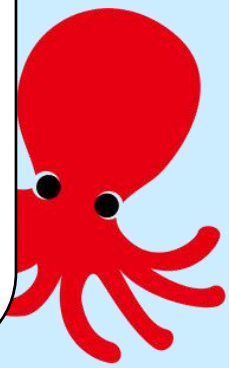

要望書案の作成

学生自治会では、要望アンケートの結果をもとに、要望書案を作成します。

また、要望内容の裏付けとなるような調査資料などの補足資料を掲載した、要望書資料も合わせて作成します。

要望書案については、その内容が本当にみなさんの実情に即したものであるのかを判断してもらうため、2017 年度後期自治委員会総会にて提議します。

要望書説明会の開催

学生自治会は、大学執行部に対し学生の実情を直接説明し、要望の実現を働きかけるための要望書説明会を行います。

また、要望書説明会において、要望アンケートで皆さんから寄せられた要望・意見のうち、要望書に記載していないものについても今後の大学運営の参考にしてもらえるよう、意見集として大学執行部に提出します。

要望書公開回答の実施の協力を大学に要請

公開形式での回答では、大学執行部から直接回答が得られ、また学生が大学執行部に対して直接質問・意見することも出来ます。

そのため、公開回答は学生と大学がお互いの実情を知り、理解を深めることのできる貴重な機会であると学生自治会は考えます。

そこで、学生自治会は要望書に関する大学からの回答を公開形式で行えるよう大学に協力を要請します。

また、公開回答の開催が決まった際は、学生に対して情報宣伝を行います。

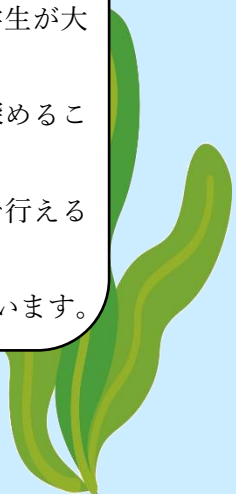

2016 年度要望書回答

大学側から届いた 2016 年度要望書回答を原文のまま掲載しています。

Ⅰ. 成績開示に関する要望

Ⅰ-1　成績評価を各項目について開示すること

1. 成績評価の具体的な点数を開示してほしい。

　成績の評価については、教育的評価の観点から今後も現行どおりの五段階評価とする。具体的な点数については、成績異議申し立て期間に直接、授業担当教員に確認することは可能。

2. 自身の問題点や課題を分析し復習するため、期末試験などの答案返却を行ってほしい。

　答案の返却は担当教員の裁量次第。(答案返却するのであれば、返却期間を設ける必要があるが、試験期間終了から成績登録締切までの期間が短いため、日程上困難。)

3. 成績評価の判断基準がわからない。成績評価の根拠が知りたい。

　成績発表日当日を含め 8 日間(土含む)の異議申し立て期間を設けているため、評価結果等について問い合わせたい場合は、この制度を利用してほしい。

Ⅱ. 学費に関する要望

Ⅱ-1　成績評価を各項目について開示すること

1. 大阪府立大学グローバルリーダー育成奨学金制度について

　指摘されているとおり、平成 29 年度入学の新入生からが対象となるため、現在の在校生には有益なものではない。しかしながら、現在大学はグローバル化を目指して、将来グローバルに活躍していく人材を輩出するというミッションのもと、この奨学金制度が必要であると判断し、設立する決断をしたことは理解いただきたい。また、該当は 1 学年 10 名以下の限られた学生ではあるが、年を重ねるごとに人数が 10 名ずつ増え、その学生のネットワークが府大生を牽引していけるようなリーダーを育成していくシステムにつながることを期待している。

2. 「奨学金制度応募には所得以外にも様々な条件がある。」コメントについて

大学は日本学生支援機構(JASSO)や民間奨学団体からの制限(独立生計であっても家族の所得を優先、学域･学類や専攻･分野などの人数枠その他の応募条件、複数受給の可否など)に則った学内推薦を行うことを余儀なくされており、大学が団体に対して交渉する余地がないことを理解していただきたい。(また、民間奨学団体において採用される者の収入額は、日本社会の経済環境の影響で概ね 300～400 万円もしくは、団体によるとそれ以下でも採用が難しい現状がある.)この原理原則は、団体が対象としている大学間(応募者)の中でより経済的に困窮している学生を救済するというところでの措置である。府大の現状として、給付型が多い民間奨学団体の制度には上記の収入を越える応募者も多く、たとえ応募しても採用不可となるケースがある。

3. 「1 つの民間団体の奨学金制度の学内選考にかかると、他の民間団体の奨学金制度を申請できないシステムについての問題」コメントについて

多くの奨学団体による奨学金制度の募集期間は、主に春季の同時期に集中するため、学生への公平性を重視して、推薦できる団体は 1 つと限定している。秋季は次年度の予約募集がほとんどであり、春季･秋季を問わず、学内選考から漏れた学生はいつでも応募が可能であるが、秋季の大学推薦を受けて次年度の予約採用が決定した者については、学生への公平性を重視して、次年度(予約採用年次)には春季の推薦を行わない。しかしながら、春季、秋季の奨学金で先に決定している奨学金が 1 年限りであった場合には、春季と秋季に分けて推薦可能とする。運用について、今後検討の余地があるかもしれない。

4. 奨学金制度担当部署から

民間奨学団体の発掘や大学を通さず学生が直接応募できる自由応募型の団体の紹介なども随時行い少しでも多くの学生が奨学金を受給できるよう機会の創出に取り組んでいる。その結果、給付型民間奨学団体の受給者数は増加している(H24:143 名→H28:178 名)。現在扱っている奨学金制度については、あらゆる方法で周知を図っており、奨学金掲示版、大学 Web サイト電子掲示板及び WEBSC サイト、ポータル掲示板などを常にチェックして情報収集を行っていただきたい。学生により多くの機会提供ができるよう、常に改善を試みよりよい奨学金制度を作っていくよう取り組んでいく。

Ⅱ-1　授業料の段階的減免制度を導入すること

1. 授業料減免制度の段階的な審査基準の導入について

　減免制度の審査基準の見直しや多段階の減免制度の導入などを含め、より多くの学生に減免制度が適用されるよう、今後さらに検討していく余地があると思う。多段階の減免制度のイメージは具体的にはどのようなものか、伺いたい。

2. 授業料減免審査の成績基準について

　審査基準である成績の導入は公立大学法人大阪府立大学の設置団体である大阪府の定めによるところであり、他の公立大学法人の現状などを鑑みると撤回することは困難と思われる。

※平成 28 年度公立大学における調査結果:成績基準導入大学 56 大学(回答 66 大学中)

平成 22 年度から数回調査が行われているが成績基準導入大学数は増加傾向にある。しかしながら、成績基準の考え方の見直しを検討する余地はあるかと思われる。

3. 「授業料減免制度がわかりにくい。」コメントについて

　大学 Web サイト、学生ポータル、看板などで周知を行っており、質問等があれば、随時受付けているので、疑問点など学生課に気軽に質問にきていただきたい。

4. 授業料減免担当部署から

　平成 24 年度に成績基準の見直しを行い、平成 25 年度に成績審査の一部緩和を行い、減免対象者の枠を拡大、平成 28 年度には所得基準の見直しを行い、平成 29 年度から長期療養者などの医療費等一部控除の導入による対象枠の拡大を行う。このように、社会の経済情勢を鑑みながら、少しでも多くの学生の学費負担を軽減する目的で今後も授業料減免制度の改善を継続的に行っていく。

Ⅲ. 設備に関する要望

Ⅲ-1　冷水機、自動販売機、ウォーターサーバーを増設すること

　自動販売機、ウォーターサーバーについては府大生協によって設置されているものなので、生協と協議させていただき検討させていただきます。冷水機については、りんくうキャンパスについては、動物病院が併設されており、衛生管理の都合上設置することが出来ません。中百舌鳥キャンパスについては、冷水機の設置は各棟の管理部局によって設置されているため、検討させていただきますが、費用面、衛生管理の必要性から 多数を増設することはできないと思われます。

Ⅳ. 受講申請に関する要望

Ⅳ-1　教養科目の受講申請を取り消せるようにすること

1. 必修科目の受講申請前に教養抽選をすることに対して違和感があるため、日程の見直しを望む

　システム処理上の問題で、このフローで処理せざるを得ないため改善は難しい。（教養科目抽選を行った上で、教養科目の曜日･コマを確定し、その後に必修科目、選択科目等を登録させる処理フローとしているのが現状。）

2. 教養科目については、受講した後に改めて選択できるように改善してほしい。

　受講を希望する学生をすべて受け入れられれば問題ないが、教室の収容定員もあり、改めて受講申請･抽選を行うことはできないので改善は難しい。ゆえに、受講を希望する科目のシラバスを事前に確認した上で、受講申請を行い、授業に出席してほしい。

3. 受講申請ミスによる教養科目の受講取消しができないのは納得できない。

　教養抽選の結果、落選する学生が発生する以上、受講科目との重複を理由に取り消すことは、落選した学生にとって不公平である。ただし、「GPA 対象科目の履修中止」という制度を設けているため、その制度を利用してほしい。

4. 教養科目抽選結果発表から受講申請の〆切までの期間が早すぎる。

　システム処理上の問題で、この期間で処理せざるを得ないのが現状。事前に受講申請の手引きなどで、日程を通知しているので、その期間で申請してほしい。

半期活動報告

大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会(以下、学生自治会)は、2017 年度前期自治委員会総会から以下に示す活動を行いました。

【要望書に関する活動】

1.要望アンケートの実施

学生の実情に沿った要望書案を作成するため、学生自治会は、平成 29 年 11 月 6 日から 11 月 17 日にかけて中百舌鳥キャンパス、りんくうキャンパスに在籍している学生を対象に要望アンケートを行い、大学や学生生活に対して学生が抱いている意見や要望を収集しました。

2.要望書案・要望書資料の作成

学生自治会は要望アンケートを通して得られた意見や要望をもとに要望書案を作成しました。また、要望書案の要望内容に関しての詳細や補足を記載した要望書資料を作成しました。

3.要望書に対する回答の掲載

2016 年度後期自治委員会総会で承認され、平成 29 年 2 月 22 日に実施した要望書説明会で大学に提出した要望書および要望書資料に対して大学側から得られた回答を自治会総合情報誌『NASCA』やウェブサイトに掲載しました。

【情報収集・情報宣伝】

1.学生の意見や要望および大学や学生生活に関する情報の収集

学生自治会は、意見箱やインターネットなどの情報収集手段を活用し、学生の意見や要望、大学や学生生活に関する情報の収集を行いました。収集した学生の意見や要望を中心とした情報は、適宜関係各所に伝え、学生自治会に対する意見や要望は学生自治会の活動の参考にしました。また、大阪府大学教職員組合(以下、府大教)や学生センターとの話し合いを通して、大学や学生生活に関する情報の収集を行いました。収集した情報は必要に応じて学生に対して宣伝を行いました。

2.大学や学生生活、学生自治会に関する情報の宣伝

学生自治会は、自治会総合情報誌『NASCA』などを掲載しているウェブサイトや、メールマガジン、『Twitter』などの情報宣伝手段を活用し、学生に対して情報の宣伝を行いました。

【大学運営に関する活動】

1.府市大統合に関する情報収集

学生自治会は、大学関係者や府大教との話し合いおよびインターネットを通じて、大学の運営計画や府市大統合に関する情報の収集を行いました。

情報収集の結果、平成 29 年 10 月 31 日に府大教および大阪府大学教職員ユニオンが「大阪府立大学と大阪市立大学の拙速な統合を見直し、両大学での議論を深め、府民、市民とともに発展する大学を目指すことを求める」声明を発表したという情報が得られました。

また平成 29 年 11 月８日の大阪府議会本会議において、平成 31 年４月に統合を目指し、新法人の事務所を大阪市に置くなどの内容が含まれた大学法人統合案が可決し、同議案を審議している大阪市議会においても可決されれば『公立大学法人大阪』として新法人が設立されるという情報が得られました。

上記の詳細な情報は『NASCA vol.59　後期自治委員会総会報告号』に掲載を予定しています。

2.ノー自転車ゾーンアンケート

中百舌鳥キャンパス内における歩行者の安全確保を図るために平成 29 年５月１日より学生会館付近がノー自転車ゾーンとなり、自転車の通行や駐輪ができなくなりました。ノー自転車ゾーンの施行により学生生活が大きく変化したと考え、ノー自転車ゾーンが学生にとってよりよい学生生活につながっているか調査する必要があると学生自治会は考えました。そこで学生自治会はノー自転車ゾーンに対して学生の現状や意見や要望を調べ、大学側に伝えるために平成 29 年７月 27 日から８月 10 日までノー自転車ゾーンアンケートを行いました。

3.自転車利用に関する法令等意識啓発自転車啓発キャンペーンへの協力

学生センターとの話し合いにおいて学生センターより各学生団体に対して自転車利用に関する法令等意識啓発自転車啓発キャンペーンへの協力要請がありました。自転車を利用する学生のマナー遵守や歩行者の安全確保は学生の快適な学生生活および自転車利用に必要不可欠であり、よりよい学生生活のためには自転車利用に関する意識啓発が必要であると学生自治会は考えました。そこで学生自治会は平成 29 年 10 月２日、３日、６日の三日間、学生センター主催の自転車利用に関する法令等意識啓発自転車啓発キャンペーンに協力しました。キャンペーンでは、学生会館周辺を通行する学生や、中百舌鳥門から帰宅する学生に対する声掛けおよびビラ配布などの活動を行いました。

【立て看板管理局】

1.立て看板やステバの管理

立て看板管理局は、立て看板やステバによる事故を未然に防ぐため、立て看板の修理を行う、悪天候時には立て看板を倒す、使用中の立て看板やステバについて定期的な状態確認を行うなど立て看板やステバの管理を行いました。また、立て看板やステバの使用方法に問題のある団体に対しては、適宜指導・警告を行いました。

2.立て看板の使用方法についてのマニュアルを発行および講習会の開催

立て看板管理局は、立て看板の管理団体である白鷺祭実行委員会、友好祭実行委員会および立て看板の使用団体に対し、立て看板やステバの使用方法や設置場所について記載したマニュアルを発行しました。また、立て看板の管理団体に対しては立て看板の使用方法についての講習会を開催しました。

3.第４回笹の葉祭中および第 69 回白鷺祭本祭典中の管理体制を検討・強化

第４回笹の葉祭中および白鷺祭本祭典中には、立て看板やステバの危険性を知らない多数の一般の方が中百舌鳥キャンパスを訪れるため、立て看板やステバによる事故が起こる可能性が平時よりも高くなると立て看板管理局は考えました。そこで立て看板管理局は、第４回笹の葉祭中および第 69 回白鷺祭本祭典中の管理体制を検討・強化しました。

【学生団体連絡会議】

1.学生団体間での情報交換や調整

学生自治会は、学団連の構成団体として月に一度会議を開き、団体間での情報交換を行うとともに各学生団体の活動が円滑に行われるよう調整を行いました。

2.第 36 回全学新歓実行委員会への協力

11 月の学団連では、第 36 回全学新歓実行委員会が「これから大阪府立大学に入学する新入生が抱くであろう不安や疑問を取り除き、学生同士の交流を深める機会を作ることにより、いち早く大学に馴染めるようにサポートする。」という活動意義のもと発足しました。

新入生のよりよい学生生活の実現のためには、新入生が大学にいち早く馴染むことが望ましいと学生自治会は考えました。そこで学生自治会は、第 36 回全学新歓実行委員会に対し、活動場所として学生自治会室の一部を提供することで協力しました。

3.学生センターとの話し合いへの参加

学生団体と大学との間で話し合いや意見交換を行うことで、学生団体は大学の情報や実情を、大学は学生団体の活動を把握することができます。互いの実情や活動を把握することで学生団体の活動がより円滑なものとなり、大学運営により学生の実情が反映されやすくなると学生自治会は考えました。また大学側にとっても、大学運営について学生と直接意見を交換できる場があることにより、大学運営に学生の実情をより反映しやすくなると学生自治会は考えました。そこで学生自治会は、学団連の構成団体として、学生センターとの話し合いに参加し、大学との情報交換や意見交換を行いました。

【大型 PA 再購入実行委員会】

1.定例会への参加・話し合い

学生自治会は大型 PA 再購入実行委員会の構成団体として、月に一度定例会に参加し、大型 PA の現状確認や構成団体間での情報共有を行いました。

【ステージ管理委員会】

1.定例会への参加・話し合い

学生自治会はステージ管理委員会の構成団体として、ステージの安全な管理・運用を行うため月に一度定例会に参加し、ステージの現状確認やステージの管理・運用に関する話し合いを行いました。

2.ステージの管理業務

ステージ管理局は、ステージを安全に運用していくためステージの監視・保護およびステージの使用団体に対しての注意喚起を行いました。

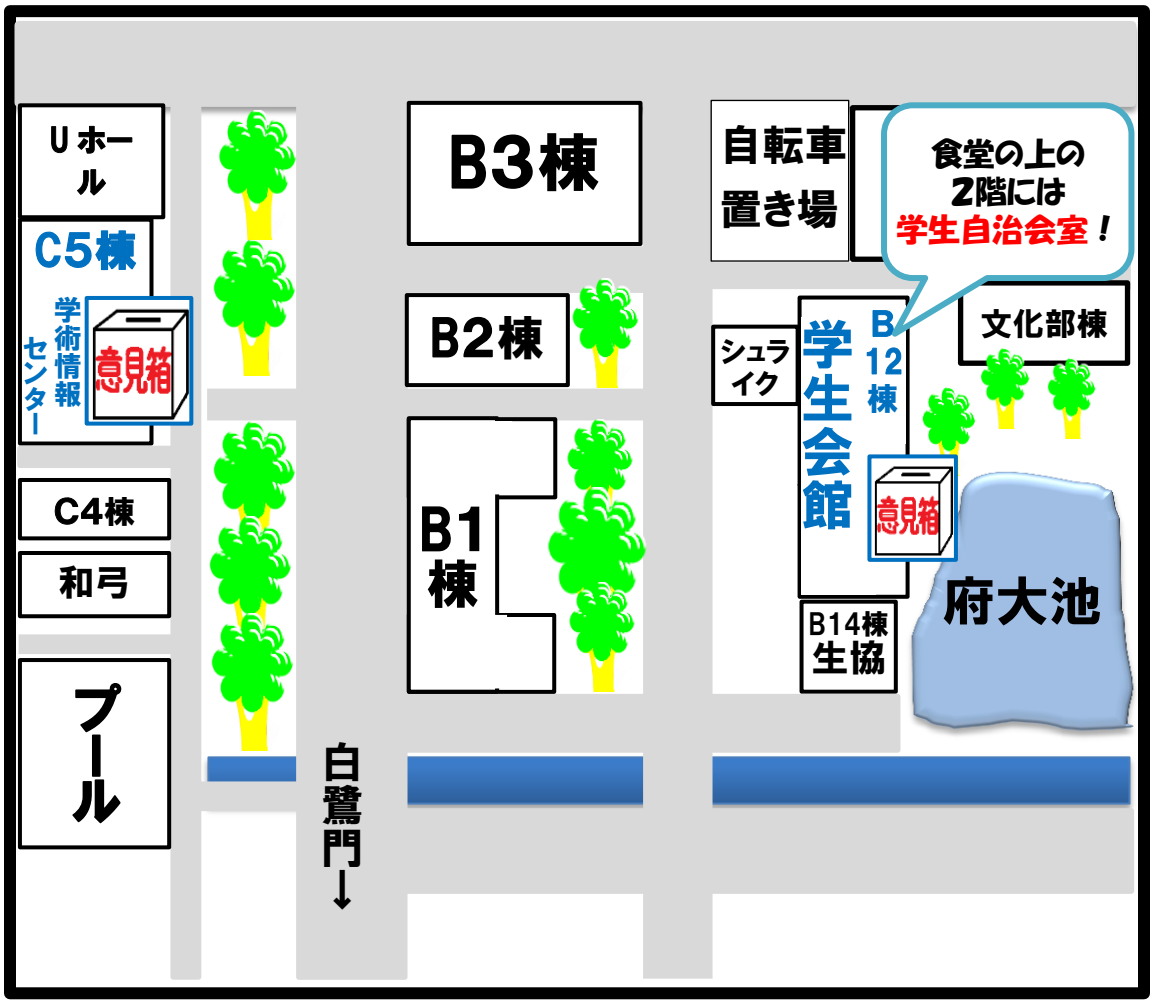

2017年 12月10日 初版 第1刷発行
発行所
大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会
大阪府堺市中区学園町 1－1 大阪府立大学中百舌鳥キャンパス
B12 棟(学生会館)2 階 学生自治会室

連絡先
TEL ： 072-257-4301（内線 2745）
FAX ： 072-257-4301
WEB ： http://zichikai.ehoh.net/
e-mail ： ziren@cd6.so-net.ne.jp
Twitter 自治会公式アカウント ： @opu_zichikai
代表者 ： 奥村 晃大